

平成21年12月10日

京都市会議長

繁 隆夫 様

提出者 市会議員 井坂 博文 ほか19名

(日本共産党市会議員団)

修正案の提出について

議第158号 京都市補助金等の交付等に関する条例の制定についてに対して、下記のとおり修正案を提出する。

記

議第158号 京都市補助金等の交付等に関する条例の制定についての一部を次のように修正する。

目次中「第8条」を「第7条」に、「第9条～第14条」を「第8条～第13条」に、「第15条～第21条」を「第14条～第20条」に、「第22条～第25条」を「第21条～第24条」に、「第26条～第28条」を「第25条～第27条」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第2章中第9条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第3章中第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条第2項第1号中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第17条とする。

第19条を第18条とする。

第20条中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第21条第2項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第22条第1項第5号中「第27条第1項」を「第26条第1項」に改め、第4章中同条を第21条とする。

第23条第2項中「第19条」を「第18条」に改め、同条を第22条とする。

第24条第1項中「第22条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第25条を第24条とする。

第5章中第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

附則第3項中「第9条」を「第8条」に改める。

附則第4項中「第9条、第10条、第11条第1項及び第14条」を「第8条、第9条、第10条第1項及び第13条」に改める。

附則第6項中「第26条」を「第25条」に改める。